

60.3ダイヤ改阻止

動労千葉のあっせん申請に「口頭勧告」

3/7 公労委・関東地方調停委員会



動労千葉

85. 3. 7

No. 1882

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五〜六（公衆）〇四七二二七二〇七

闘争速報

3月7日早朝「労使受諾」

★実力決起！勝利の地平ふみ固め、更なる闘いの強化で要求獲得へ！

動労千葉が2月28日に提出した「60.3ダイヤ改」に宛ける動力車乗務員の労働条件に関するあっせん申請に対し、公労委関東地方調停委員会は3月6日「あっせん作業の過程で口頭勧告が妥当であると判断した」とし、上記のメモを提示し、3月7日0時40分、労使はこれを受諾した。

(60.3.7)
口頭勧告
本件あっせん申請事項に関し、労使双方はあっせんの経緯をふまえ、今次ダイヤ改正後も引き続きお互いの意思の疎通をばからねたい。

あっせん作業の経過

「時間調整の非番日」と「過員対策」

「60.3ダイヤ改」については、千葉鉄当局が本社の「提案したものはまちがっていても押し通す」という強行姿勢を受けて、団体交渉における問題の解決を拒否し「時間切れ」を理由に一時的な「修正提案」で他労組との片仕切りをも策謀しつつ、団交打ち切り「60.3」強行の動きに出るため、動労千葉が、

●2月20日、21日、非協力安全確認行動を骨子とする「2月第一波闘争」を主力で貫徹した上で、

●2月28日、

①動力車乗務員の超過勤務による労働強化を緩和するため「時間調整の非番日」を設定すること。

②「過員」問題について一定の協議ルールを確立すること。

を求めて公労委関東地方調停へあっせん申請していたものである。

3/4一回事情聴取

3月4日に開催された「あっせん手続」に関する確認の後、「あっせん申請に至る経緯と対立事項」について、

労使双方がテーブルにつき、あっせん委員の質問に答える形で、約4時間にわたる論争し、

①3月6日、14時より2回事情聴取を行い、山場だという認識のもとにあっせん作業に入る。

②労使が時間調整の非番日と過員対策について検討し、意志疎通を図らねたい。

という、あっせん委員長の提起を受けて終了した。

追いつまぬた当局

3/6二回事情聴取

以上の経過を受けて、3月6日14時より開催された「あっせん二回事情聴取」では、前回の経過を確認した後、直ちに「個別の事情聴取」に移り、あっせん作業が開始された。

このあっせん作業の中で、「60.3と過員対策はセットである」という動労千葉の主張の正しさが鮮明となり、「過員対策」が焦点化した。そして、時刻より具体的「あっせん案」の提示に入ったが、当局側はいちいち本社へ連絡し「あっせん案」をこごとく拒否したため、あっせん作業は深夜にズレ込んだ。

このため、あっせん委員会は、3月7日午前の時30分に至り「あっせん作業の過程で口頭勧告が妥当と判断し」前記の